

令和8年1月

令和8年度
自転車の運転による交通の危険を防止するため
の講習業務の委託に係る公安委員会認定要領

香川県警察交通部交通企画課

令和8年度自転車の運転による交通の危険を防止するための講習業務の委託に係る 公安委員会認定要領

令和8年度における自転車の運転による交通の危険を防止するための講習業務については、香川県公安委員会が本講習業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人に委託することとしています。

本講習業務の委託契約を希望される方は、下記のとおり、香川県公安委員会が行う審査により、認定を受けることが必要です。

記

1 「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習業務」とは
道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第108条の2第1項第16号に基づき、自転車運転者が自転車の運転に関し、一定の違反行為（危険行為）を3年以内に2回以上反復して行った者に対して、香川県公安委員会が講習の受講を命じて実施する講習をいう。

2 認定を受けることができる者

講習の委託を受けることができる者とは、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの（法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の3）であり、組織、設備及び能力について、具体的には次のとおりである。

(1) 組織

ア 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が、法第51条の8第3項第2号イからホまでに該当するものないこと。（本書末尾参考資料参照）

イ 主たる事務所を県内に有すること。

ウ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

(2) 設備

当該講習を行うために必要な使用するパソコン、プロジェクター等の資機材が整備できること。

(3) 能力

ア 自動車運転免許取得者で公安委員会が定める自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」という。）の実施基準に従って、講習を実施することのできる知識及び技能を有している職員を雇用していること。

イ 上記要件を満たす職員を1名以上雇用するとともに、職員以外に講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する者を1講習につき1名以上確保できること。

ウ 令和8年4月1日から委託業務を確実に履行できる者であること。

3 委託業務について

(1) 履行場所

県内の警察施設において実施すること。

(2) 委託業務の内容

ア 講師等の確保に関すること。

イ 講習用教材等の提供に関すること。

ウ 講習の受付及び受講確認に関すること。

エ 講習効果の測定及び講習方法の研究に関すること。

オ その他講習の実施に関すること。

カ 参考

令和8年度中の自転車運転者講習受講者の見込み人数は約30人を想定

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請手続

委託契約を希望する者は、次の要領で申請資料を提出すること。

(1) 申請資料（様式用紙等）の配布期間

令和8年1月6日（火）から同年1月30日（金）までの、午前8時30分から午後5時まで

※ ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 受付期間

令和8年1月21日（水）から同年1月30日（金）までの、午前8時30分から午後5時まで

※ ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(3) 申請資料の配布・提出及び問い合わせ先

香川県警察本部交通部交通企画課

郵便番号 761-8031 香川県高松市番町四丁目1番10号

電話番号 087-833-0110（内線5032、5052）

(4) 提出方法

前記(3)の場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとする。）。

(5) 提出書類及び提出部数

ア 提出書類

様式第1号に記載

イ 提出部数

1部

6 審査要領

審査については、「公安委員会認定審査書（様式第7号）」及び「公安委員会認定申請書添付書類チェック表（様式第8号）」により行う。

7 審査結果の通知

審査結果については、電話で通知するとともに、「公安委員会認定結果通知書（様式9号）」により通知する。

8 認定期間

認定日から令和11年3月31日まで

9 その他申請資料の様式

申請資料の様式については、別添のとおり。

※ 複数の委託業務に申請する場合、申請書及び誓約書以外は複写（コピー）での提出を可とする。ただし、そのうち1つの委託業務申請については全ての書類を原本で提出すること。

参考資料

【法51条の8第3項第2号イからホ】

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

様式第1号

自転車の運転による交通の危険を防止するための
講習業務委託に係る公安委員会認定審査申請書

令和 年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 住所

商号又は名称

代表者氏名 印

電話番号
FAX 番号

道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定により
公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認め
るものとして、下記の書類を添えて申請します。

また、添付資料の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 定款その他目的を証明する書類
- 2 登記簿謄本（登記事項証明書を含む）【法人の場合】
- 3 個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書
- 4 事業概要書（様式第2号）
- 5 役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式第3号）
- 6 役員全員について、道路交通法第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれ
かに該当しないことを誓約する書面（様式第4号）
- 7 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の講師に関する届出書（様
式第5号）及び組織体制表（責任者を明確に記載）
- 8 講習設備一覧表（様式第6号）

事業概要書

(商号又は名称：)

区分	所在地		電話番号
本店			
支店等			
事業内容			
国又は地方公共団体における委託実績			
創業年月日	資本金	純資産	総従業員数

様式第3号

役員名簿

- 注) 1 役員名簿は、代表者から順に記載すること。
2 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがない
ようにすること。

誓 約 書

次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

香川県公安委員会 殿

令和 年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

様式第5号

自転車の運転による交通の危険を防止するための
講習の講師に関する届出書

令和 年 月 日

香川県公安委員会 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名 印

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習業務の実施にあたり、下記の交通安全に関する知識及び技能を有している職員を雇用しております。

また、下記職員以外に講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する者を1講習につき1名以上確保いたします。

記

氏 名 生年月日	年 月 日生
本 籍	
住 所	
運転免許の種類 及び運転経歴	免許 (年 月 日取得)
交通安全に関する 業務の経歴等	

- 注 1 運転免許証の写しを添付すること。
2 職員の異動毎に届出書を提出すること。

樣式第 6 号

講習設備一覽表

(商号又は名称 :)

視聽覺機材

(1) 所有数

(2) リース台数

リース契約により準備した場合は、契約書の写しを添付すること。

様式第7号

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習業務委託に係る 公安委員会認定申請関係書類チェック表		
受理番号	申 請 者	
	法人の名称	
	代表者氏名	
	提出書類	チェック欄
1	自転車の運転による交通の危険を防止するための講習業務委託に係る 公安委員会認定審査申請書（様式第1号）	適・否
2	定款その他目的を証明する書類	適・否
3	登記簿謄本（登記事項証明書を含む。）	適・否
4	個人情報保護規程の写し又はこれに係る遵守誓約書	適・否
5	事業概要書（様式第2号）	適・否
6	役員の氏名及び住所を記載した名簿（様式第3号）	適・否
7	役員全員について、道路交通法第51条の8第3項第2号イからホま でに該当するものでないことを誓約する書面（様式第4号）	適・否
8	自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の講師に関する 届出書（様式第5号）及び組織体制表（責任者を明確に記載）	適・否
9	設備一覧表（様式第6号）	
注： 上記3の書類は、申請日前1月以内に発行された原本又は写しとする。		
審査年月日 令和 年 月 日		
審査担当者 交通部交通企画課		

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習業務委託に係る

公安委員会認定審査書

※ 認定審査の根拠

【道路交通法第108条の2第3項】

公安委員会は、内閣府令で定める者に第1項第1号、第3号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号若しくは第16号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

【道路交通法施行規則第38条の3】

道路交通法第108条の2第3項の内閣府令で定める者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものとする。

申 請 人	名称					
	主たる事業所の所在地					
	代表者の 本籍 住所 ふりがな 氏名 生年月日					
	審査内容		審査結果	確認書類		
	<input type="checkbox"/> 道路における交通の安全に寄与することを目的としていること。		適・否	定款その他目的を証明する書類		
	<input type="checkbox"/> 当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すること。					
組 織	役員が、次のいずれかに該当するものでないこと。					
	<input type="checkbox"/> 【法51条の8第3項第2号イからホ】 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。 ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者				適・否	様式第3号 様式第4号
					適・否	様式第3号 様式第4号
					適・否	様式第3号 様式第4号

組織	1	ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの。	適・否	様式第3号 様式第4号
		ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者	適・否	様式第3・4号
	2	主たる事務所を県内に有していること。	適・否	様式第2号 登記簿謄本
	3	個人情報保護法に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができるこ	適・否	当該規程の写し又は遵守誓約書
設備	4	当該講習を行うために必要なパソコン、プロジェクター等の資機材が整備できること。	適・否	様式第6号
能力	5	自動車運転免許取得者で、公安委員会が定める自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の実施基準に従って講習を実施することのできる知識及び技能を有している職員（専任講師）を確保できること。	適・否	様式第5号
	6	上記専任講師以外に講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する者を1講習につき1名以上確保できること。	適・否	様式第5号
	7	令和8年4月1日から委託業務を確実に履行できるものであること。	適・否	様式第2号
最終審査結果		前記審査の結果、適格と認めます。		
		審査年月日 審査担当者	令和 年 月 日 交通部交通企画課	

様式第9号

第 号
令和 年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(法 人 の 名 称) 殿

(代 表 者 の 氏 名)

香川県公安委員会 印

公安委員会認定結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和8年度自転車の運転による交通の危険を防止するための講習業務委託に係る公安委員会認定審査の申請については、審査の結果、下記のことについて

(適格 ・ 不適格) と認定しましたので通知します。

記

1 業 務 道路交通法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則第38条の3の規定に基づく令和8年度自転車の運転による交通の危険を防止するための講習業務

2 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 注意事項 認定後に、法人の名称、主たる事業所の所在地、代表者の氏名の変更があったときは、都度、遅滞なく変更事項を証する書類を香川県公安委員会に提出して変更を届け出ること。